

地理空間情報活用推進に関する実態調査

報告書

—地方公共団体における地理空間情報活用の調査—

平成 21 年 3 月

国土地理院

## はじめに

平成 19 年 8 月 29 日に施行された「地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）」第 9 条の規定に基づき、「地理空間情報活用推進基本計画」が策定（平成 20 年 4 月 15 日閣議決定）されました。

国土地理院では、地理空間情報活用推進基本計画に基づき、基盤地図情報の整備、提供をはじめとした地理空間情報の活用推進に関する施策を実施しているところであり、効率的に実施していくためには地方公共団体との連携が重要となります。

この「地理空間情報活用推進に関する実態調査報告書—地方公共団体における地理空間情報活用の調査—」は、今後、地方公共団体と連携していく上で有効な取り組みの立案に資するため、地理空間情報活用推進基本法第 11 条（調査及び研究の実施）に基づき実施した結果をとりまとめたものです。

なお、本調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 8 条に基づく届出統計調査として実施したものです。

## 目次

<b>1. 調査の概要</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 調査の結果</b> .....	<b>2</b>
2.1. 調査の結果 .....	2
2.1.1. 「地理空間情報活用推進基本法」について .....	2
2.1.1.1. 認知の状況について .....	2
2.1.1.2. 関心の有無について .....	4
2.1.2. 「地理空間情報活用推進基本計画」について .....	4
2.1.2.1. 地理空間情報活用推進基本計画及び関連資料の保管状況について .....	4
2.1.2.2. 認知の状況について .....	5
2.1.2.3. 関心の有無について .....	7
2.1.2.4. 中核組織の必要性の有無について .....	7
2.1.3. 「地理空間情報」と「基盤地図情報」について .....	8
2.1.3.1. 地理空間情報の認知の状況について .....	8
2.1.3.2. 基盤地図情報の認知の状況について .....	8
2.1.3.3. 基盤地図情報利用に関する関心の有無について .....	9
2.1.3.4. 基盤地図情報利用の努力規程に関する認知の状況について .....	10
2.1.3.5. 基盤地図情報のインターネット提供の認知の状況について .....	10
2.1.3.6. 基盤地図情報整備について .....	11
2.1.4. 地理空間情報における個人情報保護等について .....	13
2.1.4.1. 地理空間情報に関する個人情報保護のルールの有無について .....	13
2.1.4.2. 地理空間情報の個人情報保護に関するガイドラインの 必要性の有無について .....	13
2.1.4.3. 地理空間情報の個人情報保護に関する取扱いの状況について .....	14
2.1.4.4. 地理空間情報に関する知的財産権の取扱いルールの有無について .....	16
2.1.4.5. 地理空間情報の知的財産権に関するガイドラインの 必要性の有無について .....	16
2.1.4.6. 地理空間情報の知的財産権に関する取扱いの状況について .....	17
2.1.4.7. 基盤地図情報に対する意見について .....	19
<b>3. まとめ</b> .....	<b>20</b>

## 1. 調査の概要

### (1) 目的

地方公共団体において、地理空間情報活用推進基本法、同基本計画及び基盤地図情報について、どの程度認知されているかを把握する。また、この結果等に基づき、今後の地理空間情報の活用推進のため、実態に合わせた具体的な方策を企画立案し、実施していくための基礎資料とする。

### (2) 調査名称

「地理空間情報活用推進に関する実態調査」

### (3) 調査期間

1月9日（金）に調査票を発送し、1月23日（木）を回答受けの締め切りとした。（実際には2月24日（金）まで回答を受付）。

### (4) 実施方法

アンケート方式による。

アンケートは、対象者にアンケート協力依頼書を送付することにより協力を依頼し、書面の返送、電子メールの返送、又はウェブサイト上での回答の送付により、回答を回収した。

### (5) 調査対象者

平成21年1月9日時点の、全ての都道府県及び市区町村（全1851団体）の、公共測量総括部署へ送付した。

- 都道府県 47 団体
- 特別区 23 団体
- 市 783 団体
- 町 805 団体
- 村 193 団体

### (6) 質問項目

- 1) 「地理空間情報活用推進基本法」について
- 2) 「地理空間情報活用推進基本計画」について
- 3) 「地理空間情報」と「基盤地図情報」について
- 4) 個人情報保護等について

### (7) 回答の回収状況

- 1) 全体の回答回収数  
1454 団体（回収率 78.6%）  
（全体数 1851 自治体）

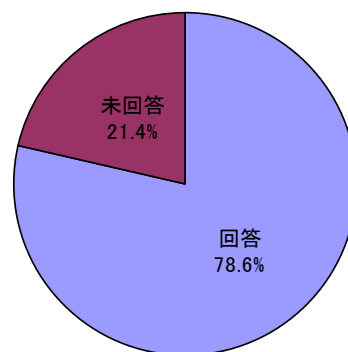


図 2-1 回答の回収状況

## 2. 調査の結果

実施したアンケート調査について、その設問毎の回答結果は以下の通りである。

### 2.1. 調査の結果

#### 2.1.1. 「地理空間情報活用推進基本法」について

##### 2.1.1.1. 認知の状況について

問 1

###### 【設問】

「地理空間情報活用推進基本法」（以下、「基本法」）という法律名を、これまで見たり聞いたことがありますか？

###### 【回答結果】

表 3-1-1 問 1 の回答結果

区 分	件数 (件)	比率 (%)
回答 1 「ある」	1017	69.9%
回答 2 「ない」	434	29.8%
無 回 答	3	0.2%
総 数	1454	

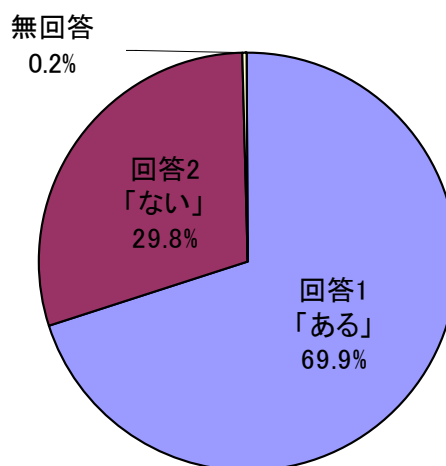


図 3-1-1 問 1 の回答結果

問 2

【設問】

(問 1 で、「1 ある」と回答した方に伺います)「基本法」という語句を、どのような時に見たり聞いたりしましたか？(複数選択可)

【回答結果】

表 3-2-1 問 2 の回答結果

区 分		件数	比率
回答 1	「新聞・雑誌等のマスメディア」	105	10.3%
回答 2	「国土地理院のセミナー・ホームページ」	328	32.3%
回答 3	「国土交通省(国土地理院以外)のセミナー・ホームページ」	109	10.7%
回答 4	「その他のセミナー・ホームページ」	123	12.1%
回答 5	「国土地理院からの連絡文書」	719	70.7%
回答 6	「その他の機関からの連絡文書」	231	22.7%
回答 7	「業者から聞いた」	82	8.1%
回答 8	「職場の同僚(上司及び部下を含む)から聞いた」	50	4.9%
回答 9	「その他」	28	2.8%
無 回 答		7	0.7%
総 数		1017	

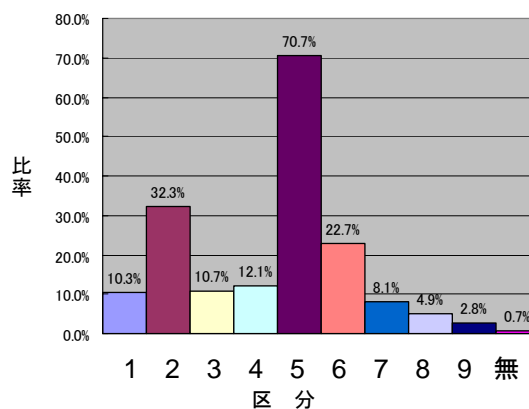


図 3-2-1 問 2 の回答結果

回答 9「その他」の具体的記述の内、主な回答

- DM等の地図データ作成の際に聞いた
- GIS導入の際に聞いた
- 他の地方公共団体から聞いた

### 2.1.1.2. 関心の有無について

問 3

#### 【設問】

(問 1 で、「1 ある」と回答した方に伺います)「基本法」を読んだことはありますか？

#### 【回答結果】

表 3-3-1 問 3 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「法律本文を読んだ」	357	35.1%
回答 2 「法律本文は読んでいないが、法律を解説している文書(新聞・雑誌等の記事を含む)を読んだ」	355	34.9%
回答 3 「法律本文を読んでいないし、法律を解説している文書も読んだことはない」	277	27.2%
無 回 答	28	2.8%
総 数	1017	

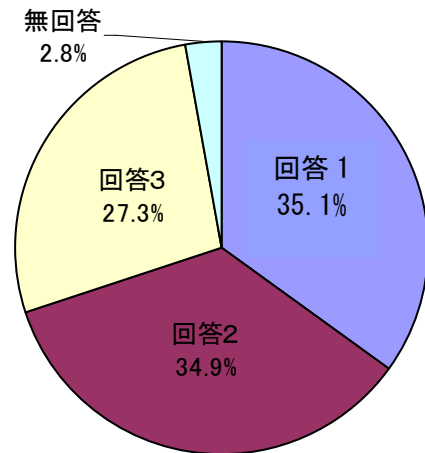


図 3-3-1 問 3 の回答結果

### 2.1.2. 「地理空間情報活用推進基本計画」について

#### 2.1.2.1. 地理空間情報活用推進基本計画及び関連資料の保管状況について

問 4

#### 【設問】

国土地理院では、平成 20 年 4 月 21 日付けで全地方公共団体等の長の方々に対し、『地理空間情報活用推進基本計画』について(国地企空第 4-2 号)という標題で、「地理空間情報活用推進基本計画」等を国土地理院長名で配布いたしました。あなたの課・室ではそれを保管していますか？

#### 【回答結果】

表 3-4-1 問 4 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「受け取っており、私の課・室で保管している」	743	51.1%
回答 2 「受け取っており、他の課・室で保管している」	145	10.0%
回答 3 「よくわからない」	559	38.4%
無 回 答	7	0.5%
総 数	1454	

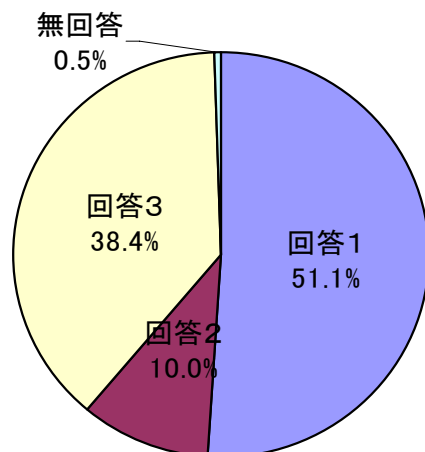


図 3-4-1 問 4 の回答結果

## 2.1.2.2. 認知の状況について

### 問 5

#### 【設問】

「地理空間情報活用推進基本計画」（以下、「基本計画」）の名称を、これまで新聞、雑誌、ウェブサイト、研修会、連絡文書、日常会話等で、見たり聞いたりしたことがありますか？

#### 【回答結果】

表 3-5-1 問 5 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「ある」	865	59.5%
回答 2 「ない」	582	40.0%
無 回 答	7	0.5%
総 数	1454	

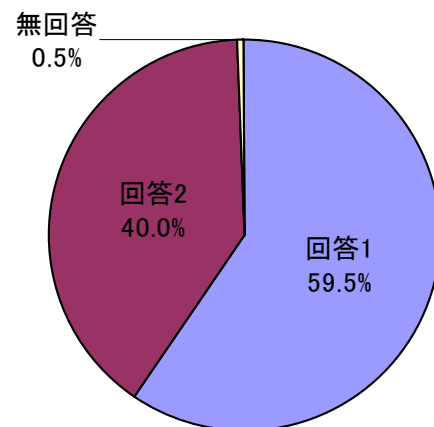


図 3-5-1 問 5 の回答結果



## 問 6

### 【設問】

(問 5 で、「1 ある」と回答した方に伺います)「基本計画」という語句を、どのような時に見たり聞いたりしましたか？(複数選択可)

### 【回答結果】

表 3-6-1 問 6 の回答結果

区 分		件数	比率
回答 1	「新聞・雑誌等のマスメディア」	73	8.4%
回答 2	「国土地理院のセミナー・ホームページ」	315	36.4%
回答 3	「国土交通省(国土地理院以外)のセミナー・ホームページ」	114	13.2%
回答 4	「その他のセミナー・ホームページ」	110	12.7%
回答 5	「国土地理院からの連絡文書」	592	68.4%
回答 6	「その他の機関からの連絡文書」	187	21.6%
回答 7	「出入りの業者から聞いた」	69	8.0%
回答 8	「職場の同僚(上司及び部下を含む)から聞いた」	37	4.3%
回答 9	「その他」	22	2.5%
無 回 答		8	0.9%
総 数		865	

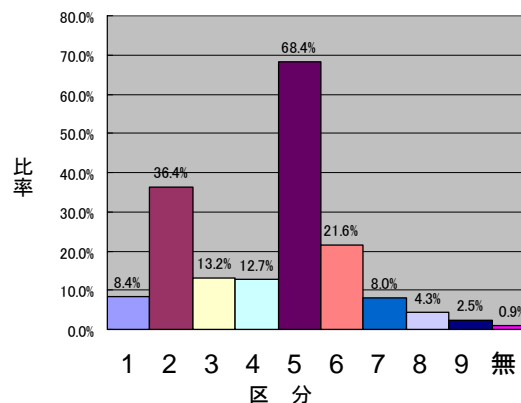


図 3-6-1 問 6 の回答結果

回答 9「その他」の具体的記述の内、主な回答

- DM等の地図データ作成の際に聞いた
- GIS導入の際に聞いた
- 他の地方公共団体から聞いた

### 2.1.2.3. 関心の有無について

問 7

#### 【設問】

(問 5 で、「1 ある」と回答した方に伺います)「基本計画」を読んだことはありますか？

#### 【回答結果】

表 3-7-1 問 7 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「計画本文を読んだ」	340	39.3%
回答 2 「計画本文は読んでいないが、計画を解説している文書(セミナー等の資料や新聞・雑誌等の記事を含む)を読んだ」	309	35.7%
回答 3 「計画本文を読んでいないし、計画を解説している文書も読んだことはない」	175	20.2%
無 回 答	41	4.7%
総 数	865	

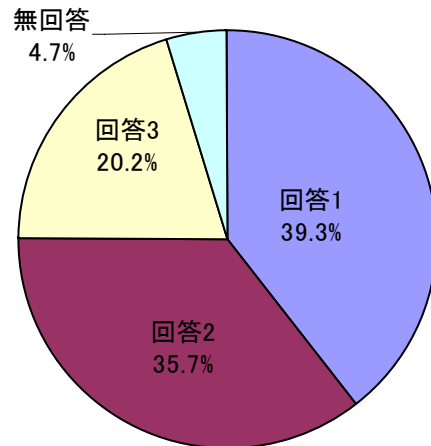


図 3-7-1 問 7 の回答結果

### 2.1.2.4. 中核組織の必要性の有無について

問 8

#### 【設問】

「基本計画」には、地方公共団体における地理空間情報の活用が促進されるよう、国は、地域において地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業が連携して活動（具体的には、地理空間情報の活用に関する助言や事例紹介などの情報発信等）する中核組織の育成を図ることとしていますが、あなたの地方公共団体にとってそのような中核組織は必要と思いますか？

#### 【回答結果】

表 3-8-1 問 8 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「必要だと思う」	433	29.8%
回答 2 「必要だとは思わない」	189	13.0%
回答 3 「よくわからない」	825	56.7%
無 回 答	7	0.5%
総 数	1454	

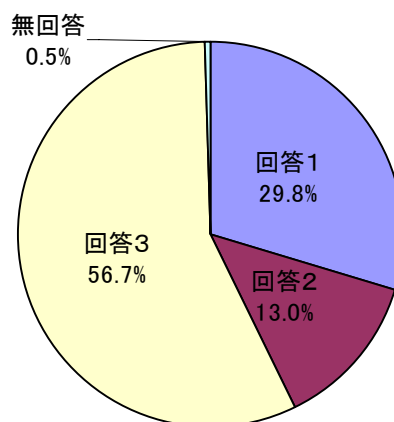


図 3-8-1 問 8 の回答結果

2.1.3. 「地理空間情報」と「基盤地図情報」について

2.1.3.1. 地理空間情報の認知の状況について

問 9

【設問】

「地理空間情報」とは、どのような情報が該当するかご存じですか？

【回答結果】

表 3-9-1 問 9 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「よく知っている」	54	3.7%
回答 2 「概ね知っている」	693	47.7%
回答 3 「よく知らない」	699	48.1%
無 回 答	8	0.6%
総 数	1454	

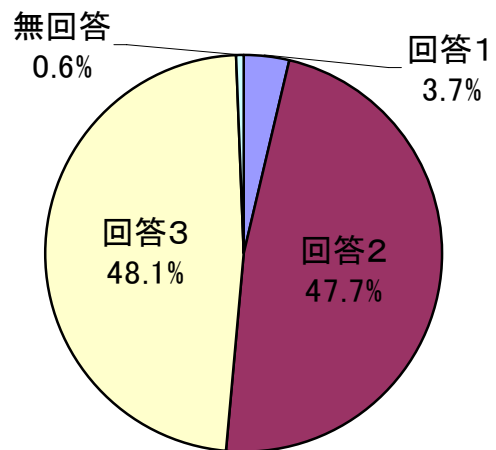


図 3-8-1 問 8 の回答結果

2.1.3.2. 基盤地図情報の認知の状況について

問 10

【設問】

「基盤地図情報」とは、どのような情報が該当するかご存じですか？

【回答結果】

表 3-10-1 問 10 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「よく知っている」	64	4.4%
回答 2 「概ね知っている」	726	49.9%
回答 3 「よく知らない」	662	45.5%
無 回 答	2	0.1%
総 数	1454	

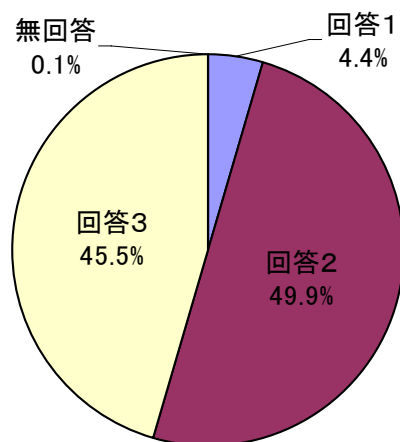


図 3-10-1 問 10 の回答結果

### 2.1.3.3. 基盤地図情報利用に関する関心の有無について

問 11

#### 【設問】

「基盤地図情報」は、様々な地図や GIS（地理情報システム）の基礎データとして使用されることが想定されていますが、庁内の関係部局で、「基盤地図情報」の利用を今まで検討されたことはありますか？

#### 【回答結果】

表 3-11-1 問 11 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「既に利用したことがある」	336	23.1%
回答 2 「未だ利用はしていないが、検討したことはある」	294	20.2%
回答 3 「検討したことは全くない」	814	56.0%
無 回 答	10	0.7%
総 数	1454	

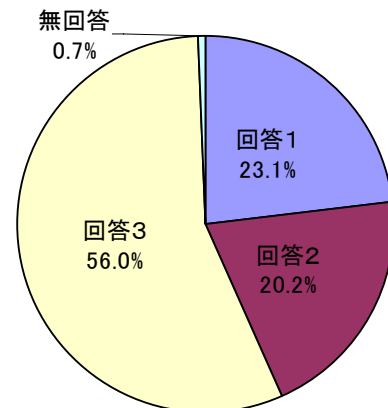


図 3-11-1 問 11 の回答結果

問 12

#### 【設問】

(問 11 で「1」又は「2」と回答した方に伺います) 庁内の関係部局で、「基盤地図情報」をどのように利用しましたか？ 又は、どのような利用方法を検討しましたか？ (複数選択可)

#### 【回答結果】

表 3-12-1 問 12 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「縮尺 2500 分の 1 程度の地図作成業務の資料として (例：地形図、砂防基盤図等)」	251	39.8%
回答 2 「縮尺 25000 分の 1 程度の地図作成業務の資料として (例：管内図等)」	144	22.9%
回答 3 「庁内で利用する GIS の資料として (例：共用 GIS 等)」	473	75.1%
回答 4 「インターネットを活用して住民に提供する地図閲覧サービスの資料として (例：WebGIS 等)」	125	19.8%
回答 5 「その他」	38	6.0%
無 回 答	6	1.0%
総 数	630	

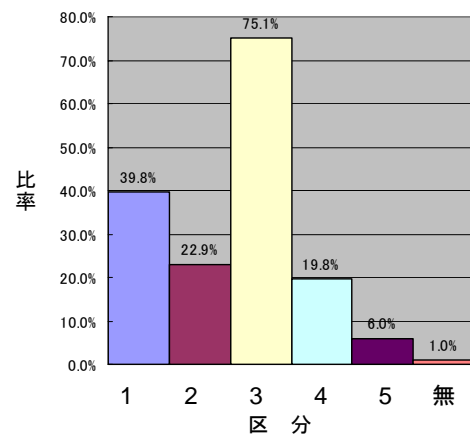


図 3-12-1 問 12 の回答結果

回答 5「その他」の具体的記述の内、主な回答

- 道路台帳等の各種台帳作成・更新の資料として利用
- 固定資産税業務等での現地状況の確認資料として利用
- 地籍調査での資料として利用

#### 2.1.3.4. 基盤地図情報利用の努力規程に関する認知の状況について

問 13

##### 【設問】

「基本法」第 17 条では、あなたの地方公共団体が様々な地図を作成する際に、既にあなたの地域の「基盤地図情報」が存在した場合、それを使用するよう努めることとなっていますが、そのことをご存じでしたか？

##### 【回答結果】

表 3-13-1 問 13 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「知っている」	459	31.6%
回答 2 「知らなかった」	986	67.8%
無 回 答	9	0.6%
総 数	1454	

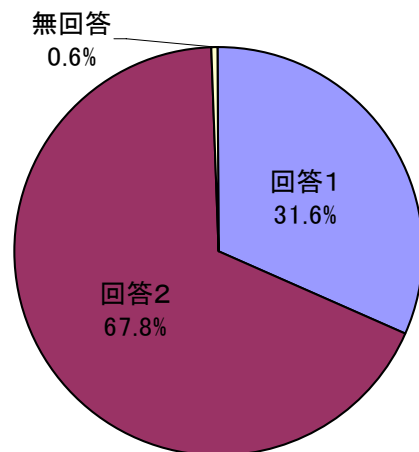


図 3-13-1 問 13 の回答結果

#### 2.1.3.5. 基盤地図情報のインターネット提供の認知の状況について

問 14

##### 【設問】

国土地理院が整備する「基盤地図情報」は現在、国土地理院のホームページから入手することができますが、そのことを知っていましたか？

##### 【回答結果】

表 3-14-1 問 14 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「知っている」	640	44.0%
回答 2 「知らなかった」	807	55.5%
無 回 答	7	0.5%
総 数	1454	

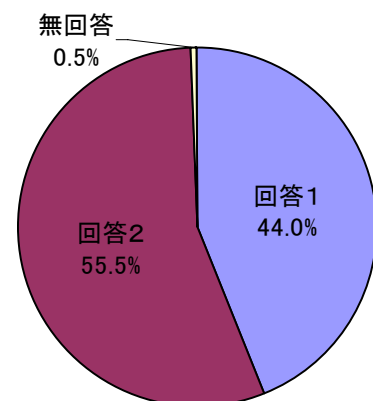


図 3-14-1 問 14 の回答結果

### 2.1.3.6. 基盤地図情報整備について

#### 問 15

##### 【設問】

都市計画区域のうち、市街化区域と市街化調整区域を除いたいわゆる非線引区域において、基盤地図情報（縮尺レベル 2500）が早急に整備されれば、あなたの地方公共団体で業務の効率化・高度化・コスト縮減等に役立つと思いますか？

##### 【回答結果】

表 3-15-1 問 15 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「役立つと思う」	587	40.4%
回答 2 「役立つと思わない」	207	14.2%
回答 3 「よくわからない」	639	43.9%
無 回 答	21	1.4%
総 数	1454	

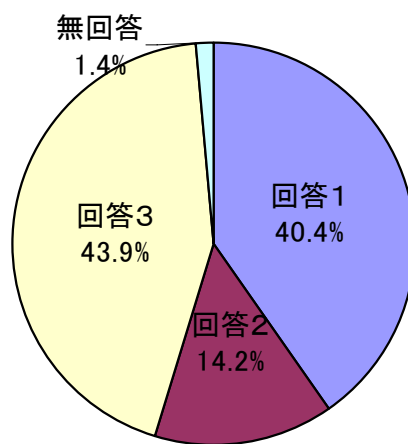


図 3-15-1 問 15 の回答結果

問 16

【設問】

(問 15 で「1」と回答した方に伺います) あなたの地方公共団体では、非線引き区域の基盤地図情報が利用できると、具体的にどのように役立つと思いますか？ (複数選択可)

【回答結果】

表 3-16-1 問 16 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「業務をより短時間で実施することができる」	289	49.2%
回答 2 「新たな行政サービスを住民に提供することができる」	188	32.0%
回答 3 「従来の行政サービスを一層充実させることができる」	290	49.4%
回答 4 「業務のコストを削減することができる」	290	49.4%
回答 5 「部署間の情報共有が一層容易にできる」	340	57.9%
回答 6 「その他」	14	2.4%
無 回 答	3	0.5%
総 数	587	

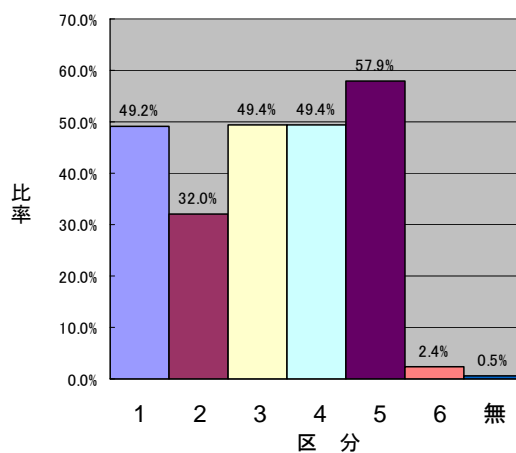


図 3-16-1 問 16 の回答結果

回答 6「その他」の具体的記述の内、主な回答

- 非線引き区域が存在しない
- わからない

## 2.1.4. 地理空間情報における個人情報保護等について

### 2.1.4.1. 地理空間情報に関する個人情報保護のルールの有無について

問 17

#### 【設問】

あなたの地方公共団体が地理空間情報を外部に提供するに当たり、個人情報保護条例とは別に、地理空間情報に含まれる個人情報の保護に関して配慮すべきことをルールとして定めていますか？

#### 【回答結果】

表 3-17-1 問 17 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「個人情報保護条例とは別に地理空間情報を対象とした条例、内規、指針等を定めている」	32	2.2%
回答 2 「個人情報保護条例やそれに基づいた内規、指針等を準用している」	477	32.8%
回答 3 全く定めていない	934	64.2%
無 回 答	11	0.8%
総 数	1454	

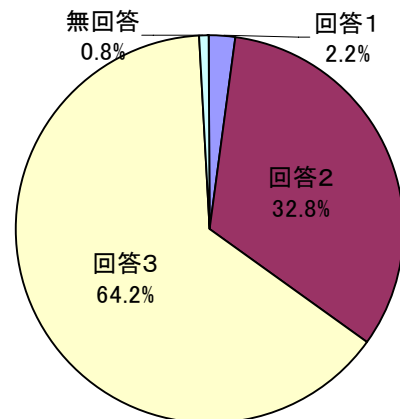


図 3-17-1 問 17 の回答結果

### 2.1.4.2. 地理空間情報の個人情報保護に関するガイドラインの必要性の有無について

問 18

#### 【設問】

政府では現在、地理空間情報を提供・流通させる際における、個人情報保護法制に適合した取扱いについて実務上のガイドラインを策定しようとしています。あなたの地方公共団体にとっても同様のガイドラインが必要だと思いますか？

#### 【回答結果】

表 3-18-1 問 18 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1 「必要だと思う」	921	63.3%
回答 2 「必要だとは思わない」	42	2.9%
回答 3 「よくわからない」	485	33.4%
無 回 答	6	0.4%
総 計	1454	

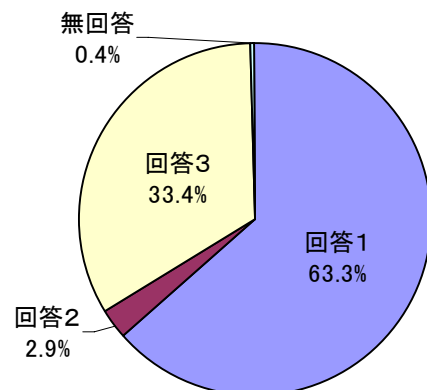


図 3-18-1 問 18 の回答結果



### 2.1.4.3. 地理空間情報の個人情報保護に関する取扱いの状況について

#### 問 19

##### 【設問】

あなたの地方公共団体が地理空間情報を外部に提供するに当たり、地理空間情報に関する個人情報の取扱いについて、困ったこと、不安や心配等がありますか？（複数回答可）

##### 【回答結果】

表 3-19-1 問 19 の回答結果

区 分		件数	比率
回答 1	「特にない」	286	19.7%
回答 2	「個人情報に該当するかどうかの判断が難しいところ」	870	59.8%
回答 3	「個人情報に該当するかどうかの判断基準が、地方公共団体の間で異なるところ」	404	27.8%
回答 4	「個人情報が含まれていないと判断して提供した地理空間情報に、個人情報が含まれていると住民から指摘があった際の対応が難しいところ」	465	32.0%
回答 5	「提供する地理空間情報が、他の情報と組み合わせることにより個人情報に該当してしまうような場合を想定することが難しいところ」	597	41.1%
回答 6	「その他」	45	3.1%
無 回 答		20	1.4%
総 数		1454	

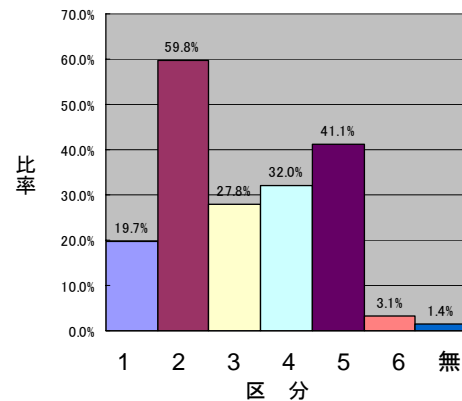


図 3-19-1 問 19 の回答結果

回答 6「その他」の具体的記述の内、主な回答

- 外部に地理空間情報を提供していない
- 取り扱った事例がない。
- 個人情報に該当しないまでも個人の利害関係につながる情報の公開に不安がある
- わからない

問 20

【設問】

個人情報保護を理由に提供要請を拒否したことがある、あるいは一般への提供拒否をあらかじめ決定している地理空間情報があれば、あてはまるものをお答え下さい。(複数回答可)

【回答結果】

表 2-20-1 問 20 の回答結果

区 分		件数	比率
回答 1	該当事例無し	963	66.2%
回答 2	空中写真(航空写真)	126	8.7%
回答 3	基準点成果	18	1.2%
回答 4	都市計画図(基本図、総括図(用途地域図)、計画図)	22	1.5%
回答 5	開発許可申請書設計図(現況図、土地利用計画図など)	61	4.2%
回答 6	市街地再開発事業関係図面(施行地区区域図、設計概要図面など)	12	0.8%
回答 7	都市公園台帳の図面	8	0.6%
回答 8	換地図	58	4.0%
回答 9	建築協定区域図、緑地協定区域図	8	0.6%
回答 10	宅地造成工事規制区域図	9	0.6%
回答 11	道路台帳の図面	58	4.0%
回答 12	河川台帳(河川現況台帳、水利台帳)の図面、河川基盤地図	13	0.9%
回答 13	浸水想定区域図(洪水ハザードマップ)	6	0.4%
回答 14	土地改良財産台帳の図面	40	2.8%
回答 15	農家台帳(農地基本台帳)の図面	119	8.2%
回答 16	農道台帳の図面	21	1.4%
回答 17	土壌汚染指定区域図	8	0.6%
回答 18	各種規制地域図(騒音、振動、悪臭)	7	0.5%
回答 19	犯罪発生マップ	6	0.4%
回答 20	交通事故発生マップ	4	0.3%
回答 21	地震防災マップ	4	0.3%
回答 22	通学区域図	10	0.7%
回答 23	住居表示地図(住居表示台帳)	59	4.1%
回答 24	地番図又は家屋現況図(固定資産税台帳)	222	15.3%
回答 25	地籍図、丈量図	75	5.2%
回答 26	共用空間データ	16	1.1%
回答 27	砂防基盤図	5	0.3%
回答 28	砂防指定地台帳の図面	8	0.6%
回答 29	森林基本図、林班図	23	1.6%
回答 30	林道台帳の図面	8	0.6%
回答 31	その他	77	5.3%
無 回 答		66	4.5%
総 数		1454	100.0%

回答 31「その他」の具体的記述の内、主な回答

- 提供要請の拒否はしないが、各情報内で個人情報となる部分については塗抹処理をしている。
- 土地境界確定に関する情報
- ごみステーション位置図
- 上水道管路網図(上水道台帳)
- 下水道台帳
- 所有権等にかかる情報
- 管理用地使用許可一覧表
- 河川敷地使用許可一覧表
- 建築確認関係図面
- 災害時要援護者マップ
- 駐車場台帳

#### 2.1.4.4. 地理空間情報に関する知的財産権の取扱いルールの有無について

問 21

##### 【設問】

あなたの地方公共団体は、地理空間情報に付随する著作権等の知的財産権の取扱いに関するルールを定めていますか？

##### 【回答結果】

表 3-21-1 問 21 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1	10	0.7%
回答 2	111	7.6%
回答 3	1306	89.8%
無 回 答	27	1.9%
総 数	1454	

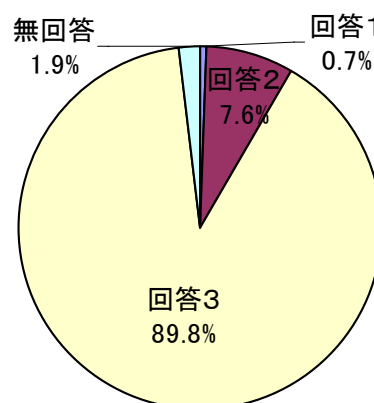


図 3-21-1 問 21 の回答結果

#### 2.1.4.5. 地理空間情報の知的財産権に関するガイドラインの必要性の有無について

問 22

##### 【設問】

政府では現在、地理空間情報を提供・流通させる際に、地理空間情報に付随する著作権等の知的財産権の取扱いに関するガイドラインを作成しようとしています。それはあなたの地方公共団体にとっても必要だと思いますか？

##### 【回答結果】

表 3-22-1 問 22 の回答結果

区 分	件数	比率
回答 1	834	57.4%
回答 2	31	2.1%
回答 3	580	39.9%
無 回 答	9	0.6%
総 数	1454	

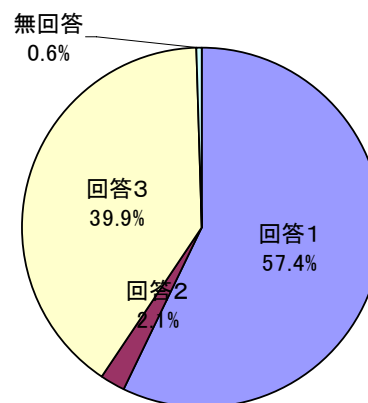


図 3-22-1 問 22 の回答結果

## 2.1.4.6. 地理空間情報の知的財産に関する取扱いの状況について

問 23

### 【設問】

あなたの地方公共団体が地理空間情報を外部に提供するに当たり、地理空間情報に付随する著作権等の知的財産の取扱いについて、困ったこと、不安や心配等がありますか？  
(複数回答可)

### 【回答結果】

表 3-23-1 問 23 の回答結果

区 分		件数	比率
回答 1	特にない	446	30.7%
回答 2	「他者の知的財産権を含んでいるかどうかの判断が難しいところ」	826	56.8%
回答 3	「他者の知的財産権を含んでいる場合について、権利処理の方法が確立されていないところ」	476	32.7%
回答 4	「利用者に対し、知的財産権の利用対価を算出する方法が確立されていないところ」	385	26.5%
回答 5	「利用者に対し、知的財産権の利用対価の支払いを求める制度が確立されていないところ」	350	24.1%
回答 6	「その他」	46	3.2%
無 回 答		33	2.3%
総 計		1454	

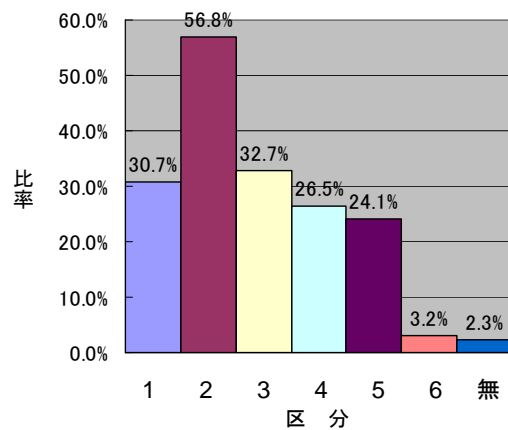


図 3-23-1 問 23 の回答結果

回答 6「その他」の具体的記述の内、主な回答

- 外部へ情報を流出させた場合の、流出させた者への賠償請求の方法、金額の算出方法が確立されていない
- 住宅地図のような他者の知的財産と当市の知的財産とを混在させて表示できるので、再配布禁止となっている他者の知的財産を意図せず外部に提供してしまうのではないかとこのところ
- 地図が電子媒体の場合、その知的財産を、現実的に保護する技術や運用ルールが確立されていないこと
- 実例がない
- よくわからない

問 24

【設問】

知的財産権を理由に提供要請を拒否したことがある、あるいは一般への提供拒否をあらかじめ決定している地理空間情報があれば、あてはまるものをお答え下さい。(複数回答可)

【回答結果】

表 3-24-1 問 24 の回答結果

区 分		件数	比率
回答 1	該当事例無し	1185	81.5%
回答 2	空中写真(航空写真)	68	4.7%
回答 3	基準点成果	15	1.0%
回答 4	都市計画図(基本図、総括図(用途地域図)、計画図)	18	1.2%
回答 5	開発許可申請書設計図(現況図、土地利用計画図など)	23	1.6%
回答 6	市街地再開発事業関係図面(施行地区区域図、設計概要図面など)	8	0.6%
回答 7	都市公園台帳の図面	9	0.6%
回答 8	換地図	22	1.5%
回答 9	建築協定区域図、緑地協定区域図	7	0.5%
回答 10	宅地造成工事規制区域図	6	0.4%
回答 11	道路台帳の図面	30	2.1%
回答 12	河川台帳(河川現況台帳、水利台帳)の図面、河川基盤地図	9	0.6%
回答 13	浸水想定区域図(洪水ハザードマップ)	4	0.3%
回答 14	土地改良財産台帳の図面	23	1.6%
回答 15	農家台帳(農地基本台帳)の図面	34	2.3%
回答 16	農道台帳の図面	14	1.0%
回答 17	土壌汚染指定区域図	4	0.3%
回答 18	各種規制地域図(騒音、振動、悪臭)	6	0.4%
回答 19	犯罪発生マップ	4	0.3%
回答 20	交通事故発生マップ	3	0.2%
回答 21	地震防災マップ	5	0.3%
回答 22	通学区域図	5	0.3%
回答 23	住居表示地図(住居表示台帳)	26	1.8%
回答 24	地番図又は家屋現況図(固定資産税台帳)	61	4.2%
回答 25	地籍図、丈量図	25	1.7%
回答 26	共用空間データ	11	0.8%
回答 27	砂防基盤図	2	0.1%
回答 28	砂防指定地台帳の図面	3	0.2%
回答 29	森林基本図、林班図	9	0.6%
回答 30	林道台帳の図面	5	0.3%
回答 31	その他	50	3.4%
無 回 答		84	5.8%
総 数		1454	100.0%

回答 31 「その他」の具体的記述の内、主な回答

- 下水道台帳
- 住宅地図データ
- 知的財産権を理由として提供を拒否する規定がない。
- わからない

#### 2.1.4.7. 基盤地図情報に対する意見について

問 25

##### 【設問】

「基盤地図情報」の整備・利用・提供・流通等について、政府に対しご意見があれば自由にお書き下さい。（自由形式で記入して下さい）

##### 【回答結果】

主な回答は以下の通り。

- 「基盤地図情報」の整備について
  - 財政的な補助が必要（他に同様意見が 15 件）
  - 国の方針が地方公共団体に浸透していないので、一層の国の説明を期待する（他に同様意見が 9 件）
  - 国土地理院での全国一律の整備・更新を期待する（他に同様意見が 2 件）
  - 早急な整備を期待する（他に同様意見が 2 件）
  - 地籍調査成果が活用できれば、より確かなデータが整備できるのではないかと（他に同様意見が 1 件）
  - 道路骨格部分について大縮尺での整備を期待する（他に同様意見が 1 件）
  - 都市計画区域外でも大縮尺の基盤地図の整備をして欲しい（他に同様意見が 2 件）
- 「基盤地図情報」の利用について
  - 利用上の複製・使用申請手続きが利用上の制約にならないようにしてほしい（他に同様意見が 2 件）
  - ダウンロードについて、目的や用途を確認し、必要に応じて技術的助言ができる機関が望まれる。
  - 各種法的手続き等において、紙の地形図のみならず地理空間情報を出力したのも同等のものとして認めるべき
- 「基盤地図情報」の提供について
  - 地方公共団体が保有する地理空間情報の提供が、知的財産権の対応等の観点で、統一的な方法でなされるような環境整備が必要（他に同様意見が 7 件）
  - 地方公共団体が費用を出して作成したデータを、国が原則無償で公開することについて違和感がある。（他に同様意見が 2 件）
  - 税務担当部署で整備した情報（航空写真、デジタルオルソ、地番図、家屋現況図等）は地方税法によって保護されていると解釈されることがあることから、地方税法 22 条（地方税関係調査内容の守秘義務）と測量法 43 条・44 条の関係を整理すべきである。
- その他
  - 「登記所備付地図」の電子地図（GIS）化を望む。土地の情報は市町村の位置情報の基本となる情報のひとつだからである。（他に同様意見が 3 件）
  - 国が保有する空中写真やオルソ画像を、無償で提供してほしい。（他に同様意見が 3 件）
  - 地方公共団体に地理情報を統括する部署の設置が必要（他に同様意見が 1 件）

### 3. まとめ

地理空間情報高度活用社会の実現のためには、基盤地図情報が広く活用され、行政の効率化・高度化が実現されることが重要であり、そのために、地方公共団体が基盤地図情報等について、その存在を知り、内容を理解し、使用し、適切に公開し、行政の効率化・高度化等につなげていくことが肝要である。そのような観点から本調査結果をまとめると以下のとおりである。

- ・「知る」という点について、基本法の存在は約7割の地方公共団体が、基本計画の存在は約6割の地方公共団体に認知されており、基本法の施行から約1.5年経過、基本計画の閣議決定から約1年経過後の認知状況としては、とても良好な状況と考えられる。
- ・「理解する」という点について、5割強の地方公共団体がどのような情報が基盤地図情報に該当するかということを知っており、基盤地図情報の公開から約1年経過後の理解度として、良好な状況を表わしていると考えられる。しかし、基本法に定められている使用努力については、3割の地方公共団体しか認識しておらず、地方公共団体に課せられた責務があまり理解されていない状況が伺える。
- ・「使用する」という点については、利用の検討まで含めても4割強の地方公共団体となっているが、この結果は、まだ全国の基盤地図情報が公開されていない状況のものであり、基盤地図情報の概成後はもっと高い利用や利用に向けた検討を行われていることが期待できる。その一方、自ら作成した基盤地図情報に類するものを自らが使用したことも含まれていると想定される調査結果のため、国土地理院から提供されている基盤地図情報を使用した（または使用する検討をした）地方公共団体はもっと少ないものと想定される。
- ・「適切に公開する」という点については、個人情報保護や知的財産権との関係があり、多くの地方公共団体がそれらの課題にぶつかっている状況であると言える。従って、政府が作成する関係ガイドラインへの期待が大きくなっていることが明確となった。

本調査結果から、地理空間情報の活用推進、地方公共団体と連携した基盤地図情報の整備・更新の推進及び地域の中核組織の育成を行う必要があると思料される。また、今後も定期的に実態調査を実施し、地方公共団体の状況を踏まえた地理空間情報高度活用社会の実現のための効果的な政策立案を行う必要がある。

最後に、地方公共団体の担当者をはじめとし、本調査に御協力をいただいた関係各位に心から謝意を表す。

地理空間情報活用推進に関する実態調査報告書  
—地方公共団体における地理空間情報活用の調査—

国土地理院技術資料 A・1-No.349

国土交通省国土地理院  
企画部地理空間情報企画室  
TEL029-864-1111(代)